

(別紙) 介護予防訪問リハビリテーション料金表

(3) 3割負担の方

※1単位＝10円

基本料金	1週間に6回（120分）までを限度に利用可能 ※短期集中リハビリテーションの場合は1週間に12回（240分）利用可能		20分につき 894単位
	当事業所の医師の診察ができない場合		20分につき 150単位減算
	利用開始日の属する月から12ヶ月超の場合 ※3ヶ月に1回以上リハビリテーション会議を開催した場合は減算なし		20分につき 90単位減算
サービス提供体制 強化加算	I	勤続年数が7年以上の者が1名以上配置されている場合	20分につき 18単位
	II	勤続年数が3年以上の者が1名以上配置されている場合	20分につき 9単位
特別地域加算	厚生労働大臣が定める地域に所在する事業所が、サービス提供を行った場合		所定単位数の 45／100単位
短期集中リハビリ テーション加算	①退院・退所（日）又は要介護認定の効力が生じた日から3ヵ月以内 ②週2回以上かつ20分以上の訪問リハビリテーションを実施した場合に加算		1日につき 600単位
退院時共同指導加算	1. 病院又は診療所に入院中の者が退院するに当たり、指定訪問リハビリテーションの医師又は理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士が退院前カンファレンスに参加し、退院時共同指導を行った後に、当該者に対する初回の訪問リハビリテーションを行った場合。 2. 病院または診療所の主治の医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士その他の従業者との間で当該者の状況等に関する情報を相互に共有した上で、当該者又はその家族に対して、在宅でのリハビリテーションに必要な指導を共同して行い、その内容を在宅での訪問リハビリテーション計画に反映させること。		1回につき 1800単位